

波佐見町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	人 14,111	千円 9,999,927	千円 77,285	千円 981,637	% 9.8	% 8.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

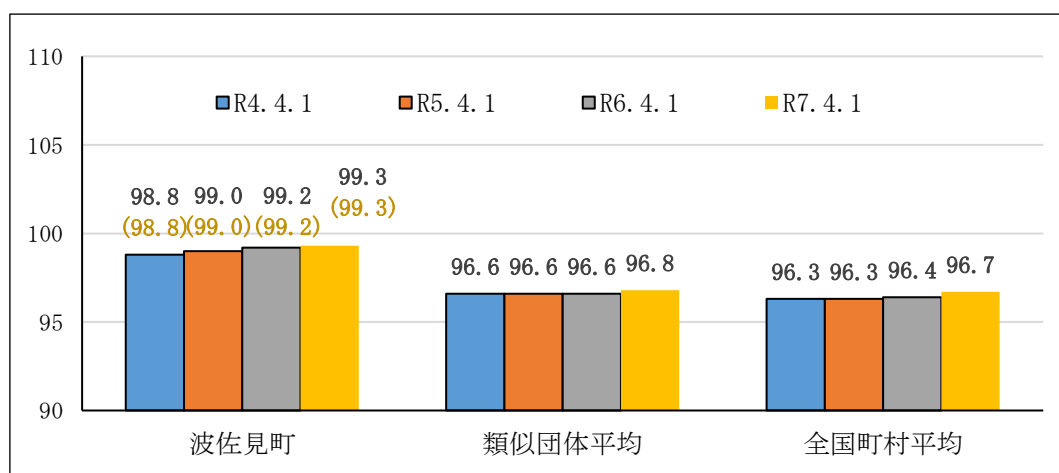
区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			千円	千円
令和 6年度	人 89	千円 298,576	千円 47,952	千円 122,274	千円 468,802	千円 5,267	千円 5,921	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

実施 未実施]

実施内容

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(5) 特記事項

特になし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
波佐見町	39.9歳	319,038 円	364,349 円	328,949 円
長崎県	42.7歳	326,774 円	397,226 円	358,466 円
国	41.9歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.0歳	320,372 円	372,776 円	348,009 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
波佐見町	47.0歳	4人	298,650 円	313,602 円	283,002 円	—	—	—	—
うち用務員	50.8歳	1人	—	—	—	用務員	51.1歳	225,200 円	—
うち学校 給食調理員	45.7歳	3人	—	—	—	調理士	47.4歳	220,100 円	—
長崎県	58.4歳	108人	329,535 円	366,597 円	345,354 円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	50.2歳	5人	292,938 円	319,896 円	306,137 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
波佐見町	5,195,524 円	—	—
うち用務員	—	3,285,300 円	—
うち学校 給食調理員	—	2,929,300 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4～令和6年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		波佐見町	長崎県	国
一般行政職	大学卒	220,000円	220,000円	220,000円
	高校卒	188,000円	188,000円	188,000円
技能労務職	高校卒	185,400円	185,400円	—
	中学卒	171,300円	171,300円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

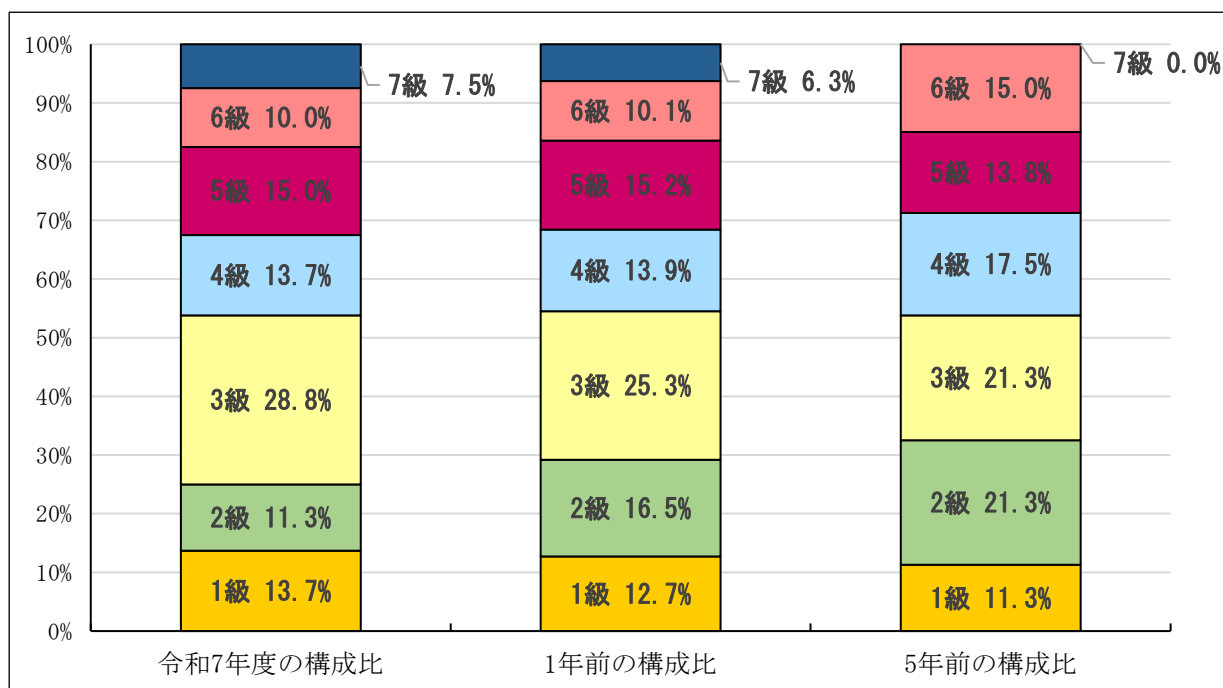
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	279,950円	330,400円	—	—
	高校卒	—	330,100円	354,300円	—
技能労務職	高校卒	—	292,700円	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

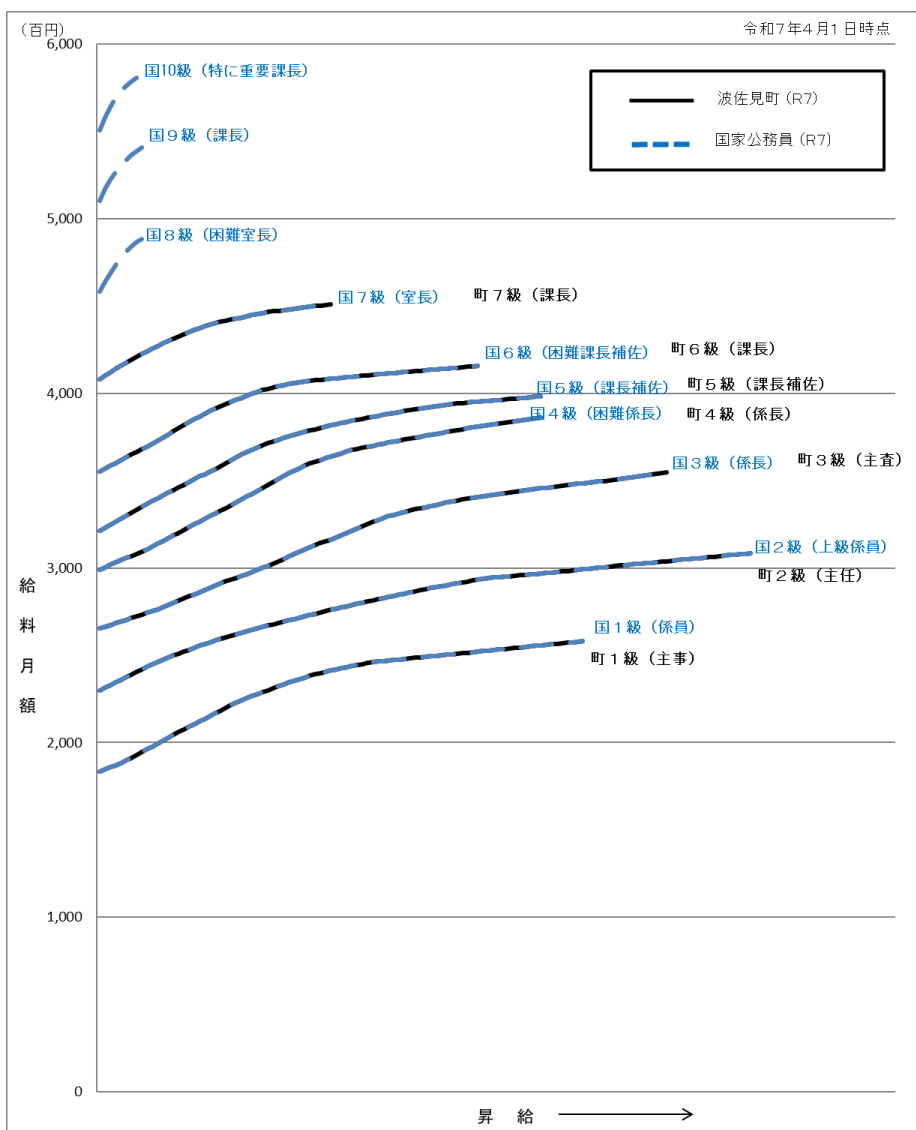
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う主事補、主事、技師補、技師、書記補、書記、保健師、管理栄養士、社会福祉士の職務	11人	13.7%	183,500円	258,100円
2級	主任の職務	9人	11.3%	230,000円	308,500円
3級	高度の知識又は経験を必要とする主査の職務 係長の職務	23人	28.8%	265,300円	354,700円
4級	困難な業務を行う係長の職務	11人	13.7%	298,800円	386,100円
5級	課長補佐の職務	12人	15.0%	321,300円	398,200円
6級	課長、理事、局長、次長、給食センター所長、副所長、参事、室長（以下「課長等という。」）の職務	8人	10.0%	355,200円	415,700円
7級	高度の知識及び相当の経験を経た課長等（副所長、参事、室長を除く。）の職務	6人	7.5%	408,300円	450,900円

- (注) 1 波佐見町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職(一)）（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（波佐見町）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

波佐見町	長崎県	国
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,374千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,712千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（波佐見町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○			
活用予定時期	未定			

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

波佐見町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算 役職に応じた調整額の加算あり			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
1人当たり平均支給額 8,917千円			—千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度（支給率）
東京都	20%	1人	20%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			95千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			15,867円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			6.7%	
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度 決算）	左記職員に対する支給単価
滞納処分手当	徴税吏員	町税等の未納金の 徴収に従事	95千円	滞納処分 400円/件

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	24,227 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	319千円
支給実績（令和5年度決算）	24,473 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	322千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 ・配偶者 3,000円 ・配偶者以外 満22歳までの子 11,500円 その他 6,500円 16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		7,505千円	192,436円
住居手当	借家又は借間に居住し、家賃を支払っている職員に支給。 ・月額27,000円以下の家賃 家賃月額-16,000円 ・月額27,000円を超える家賃 (家賃月額-27,000円)×1/2+11,000円 (最高28,000円)	同じ		7,289千円	242,967円
通勤手当	・通勤距離が片道2km以上で、通勤のため交通機関を利用する場合は、その運賃相当額。 ・自動車等を利用する場合は、距離に応じて2,000円～31,600円を支給。	同じ		3,074千円	53,930円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。 ・課長、議会事務局長、教育次長、給食センター所長、室長：40,000円 ・参事：32,000円	同じ		5,664千円	435,692円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当支給職員に支給。 ・休日等において臨時又は緊急に勤務した場合に12,000円の範囲内(6時間を超える場合は1.5を乗ずる)。 ・休日等以外の午前0時～5時の間において災害への対処等臨時又は緊急に勤務した場合に6,000円の範囲内。 ※それぞれ1回の勤務に対する額	同じ		138千円	27,600円

※(1)、(4)～(6)については、普通会計決算による。

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給 料	町 長	700,000 円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 382,500円	
	副 町 長	575,000 円 (円)	680,000 円 / 430,400 円	
報 酬	議 長	328,000 円 (円)	408,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長	271,000 円 (円)	342,000 円 / 180,000 円	
	議 員	251,000 円 (円)	323,000 円 / 157,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(令和6年度支給割合) 3.40 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.40 月分		
退 職 手 当	町 長 副 町 長	(算定方式) 給料×500/100×4年 給料×300/100×4年	(1期の手当額) 1,400万円 690万円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

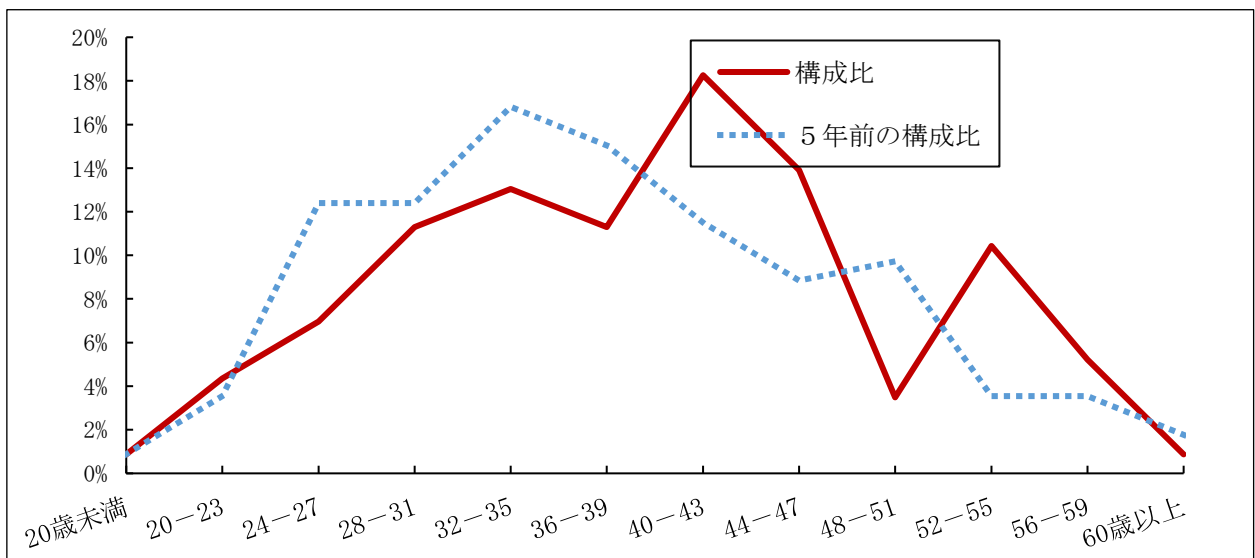
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和7年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1		業務執行体制の見直しによる増 業務執行体制の見直しによる減 業務執行体制の見直しによる増
		総務	28	26	2	
		税務	7	7		
		農林水産	7	8	△1	
		商工	5	4	1	
土木衛生		11	11			
	計	77	75	2	〈参考〉 人口1万当たり職員数 54.57人 (類似団体の人口1万当たり職員数 90.31人)	
	教育部門	14	14			
	小計	91	89	2	〈参考〉 人口1万当たり職員数 64.49人 (類似団体の人口1万当たり職員数 109.63人)	
公営企業会計等部門	水道	6	6			
	下水道	4	4			
	その他(国保・介護)	14	13	1		
	小計	24	23	1		
合計		115 [129]	112 [129]	3	〈参考〉 人口1万当たり職員数 81.50人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



(単位: 人)

区分	20歳未満	20歳〜23歳	24歳〜27歳	28歳〜31歳	32歳〜35歳	36歳〜39歳	40歳〜43歳	44歳〜47歳	48歳〜51歳	52歳〜55歳	56歳〜59歳	60歳以上	計
職員数	1	5	8	13	15	13	21	16	4	12	6	1	115

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	74	78	77	74	75	77	3 (4.1%)
教育	15	16	15	15	14	14	△1 (△6.7%)
消防							
普通会計計	89	94	92	89	89	91	2 (2.2%)
公営企業等会計計	24	24	24	23	23	24	0 (0.0%)
総合計	113	118	116	112	112	115	2 (1.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 6年度	千円 244,003	千円 31,074	千円 41,048	% 16.8	% 15.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 6	千円 21,655	千円 3,610	千円 8,899	千円 34,189	千円 5,698	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用職員短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

55歳を超える職員の昇給抑制

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
波佐見町	37.0歳	318,931円	474,847円
団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

波佐見町上水道事業		波佐見町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,483 千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,374 千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40月分)		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40月分)	
勤勉手当 2.10月分 (1.00月分)		勤勉手当 2.10月分 (1.00月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

波佐見町上水道事業			波佐見町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算 役職に応じた調整額の加算あり			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算 役職に応じた調整額の加算あり		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
— 千円 — 千円			8,917 千円 — 千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績なし。

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			0 %	
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
滞納処分手当	企業出納員 現金取扱員	水道料金未納金の 徴収に従事	0 千円	滞納処分 400 円/件

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,381千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	230千円
支給実績（令和5年度決算）	1,147千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	164千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 ・配偶者 3,000円 ・配偶者以外 満22歳までの子 11,500円 その他 6,500円 16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		1,308千円	327,000円
住居手当	借家又は借間に居住し、家賃を支払っている職員に支給。 ・月額27,000円以下の家賃 家賃月額-16,000円 ・月額27,000円を超える家賃 (家賃月額-27,000円) × 1/2+11,000円(最高28,000円)	同じ		576千円	288,000円
通勤手当	・通勤距離が片道2km以上で、通勤のため交通機関を利用する場合は、その運賃相当額。 ・自動車等を利用する場合は、距離に応じて2,000円～31,600円を支給。	同じ		345千円	86,325円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。 ・課長、議会事務局長、教育次長、給食センター所長、室長：40,000円 ・参事：32,000円	同じ		0千円	0円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当支給職員に支給。 ・休日等において臨時又は緊急に勤務した場合に12,000円の範囲内(6時間を超える場合は1.5を乗ずる)。 ・休日等以外の午前0時～5時の間において災害への対処等臨時又は緊急に勤務した場合に6,000円の範囲内。 ※それぞれ1回の勤務に対する額	同じ		0千円	0円